

令和元年10月1日から

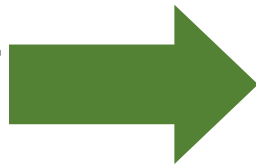
大仙市指定給水装置工事事業者に

# 指定の有効期間の更新制度

が導入されました

今までの  
指定の有効期間は……

**無期限**



これからの  
指定の有効期間は……

**5年間**

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H17年4月1日～H19年3月31日	R4年9月29日まで
H19年4月1日～H25年3月31日	R5年9月29日まで
H25年4月1日～R1年9月30日	R6年9月29日まで

対象となる指定給水装置工事  
事業者には郵送で通知します。  
なお、郵便の不着や未更新の  
方への再通知はいたしません。

## ●指定の有効期間の更新申請に必要な書類●

・大仙市給水装置工事指定店  
申請時の書類一式



- ・申請書(様式第1号)
- ・誓約書(様式第2号)
- ・主任技術者選任届(様式第5号)
- ・機械器具調書(別表)
- ・主任技術者免状もしくは技術者証(写)
- ・【法人】定款と登記簿謄本(写し可)
- ・【個人】住民票(写し可)

・大仙市指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書(様式6号)

☆各種様式は大仙市ホームページから  
ダウンロードできます☆

◇お問い合わせ  
大仙市上下水道局水道課  
TEL:0187-63-1111(内線121)